

先進的な集落営農の取組

(1) 兼業農家を主体に減農薬・減化学肥料栽培に取り組む集落営農（滋賀県甲賀市）

京阪神の通勤圏にある滋賀県甲賀市のある集落では、集落の農家69戸（平成2年）のうち、稲作が主体の小規模な第2種兼業農家がほとんどを占め、担い手の不足や農業機械の更新が課題となっていた。このため、4年頃から地区の若手を中心に集落営農の組織化に徐々に取り組みはじめ、14年に集落一農場方式の農事組合法人が発足し、15年に特定農業法人に認定された。



集落営農に携わるオペレーター

同法人は「人の輪と集落の和」

を基本として、40haの農地で稲作を中心に麦、大豆、野菜等の減農薬・減化学肥料栽培を行っている。

集落のほ場は、1ha区画に整備され、効率的な栽培管理が可能となっており、作業体制も農業機械のオペレーターの定年は55歳として、その後は野菜栽培等に従事してもらうなど、年齢と体力に応じて取り組めるような工夫を行っている。さらに、インターネットによる通信販売等も展開している。今後は、同法人と同じ旧村内にある他の集落との連携を図ることを検討している。



(2) 集落営農の法人化で労働時間やコスト削減を実現する取組（富山県入善町^{にゅうぜんまち}）

富山県入善町のある集落は、黒部川が形成する扇状地の^{にゅうぜんまち}上流部に位置し、その豊富な水を利用した稲作が盛んである。しかし、同集落の農家57戸（7年）のうち、3ha未満の農家が54戸とほとんどを占めており、農業の先行きに不安をかかえていたことから、6年に水稻の育苗作業や基幹作業の共同化を目的に営農組合が設立された。

その後、構成員の高齢化の進展に対応するために農協や地域農業改良普及センター（現農業普及指導センター）等の支援のもと、農事組合法人が設立され、14年に特定農業法人として認定された。現在は、構成員のなかから雇用した集落内の専従者1名を中心に、約65haの農



集落営農による共同作業

地で水稻や大豆の栽培が行われている。これらの作業は、専従者が大型機械を用いて効率よく行われるほか、他の構成員が専従者の指導のもと除草や水管理等に加え、農繁期には共同して作業を行うことで、労働時間やコストの低減が図られている。

今後は、水稻や大豆の単収や品質の向上、冬季の収入確保のための育苗ハウスを活用した白ねぎの生産、営農データの蓄積・有効活用によるコスト低減が課題となっている。

